

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第四編 労働条件

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五三年中における労働災害の発生状況を、まず労働省労働基準局の資料(「昭和二九年度、安全週間の指標」昭和二九年五月刊)によってみると次の通りである。

全産業(除鉱山)における災害発生の頻度を示す一〇〇万労働時間当りの災害件数(度数率)では、二四・八六と前年に比べて約一三%の減少を示すが、死傷者の合計数では増加し、殊に死亡者数の増加が目立っている(第151表)

(注)第151表の数字(度数率を除く)は、労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されるものである。全国的な規模の労働災害統計には、この外「労働災害統計結果表」(労働省統計調査部調査)がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、船員法第一条に規定する船員並に管理、事務及技術者のみを使用する事業所、駐留軍直営の事業所は調査の対象から除かれている。その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第151表における度数率はそれである。両統計共に、年々改善されて来ているとはいえ、未報告、調査漏があって、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいえない。しかし、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数と合わせてわが国における労働災害の大体の動向を知ることができる。

また、鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。度数率、強度率の計算方法並に労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

度数率 = 労働災害発生件数 / 総実労働時間数 × 1,000,000

強度率 = 労働損失日数 / 総実労働時間数 × 1,000

(労働不能の程度と一件当たり労働損失日数)

一、死亡—即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの。(一件当たり労働損失日数七、五〇〇日)

二、永久全労働不能—死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの。(同七、五〇〇日)

三、永久一部労働不能—死亡および永久全労働不能災害以外で(1)身体の一部を完全に喪失したもの、(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの。(同五、五〇〇—五〇日)

四、一時労働不能—一—三以外のもので、不休災害を除き、一日以上労働不能(負傷当日は除くとなった災害をいい且医師の認定したもの)。(暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数)

死亡者数

死亡者数は一九五〇年以來毎年一〇〇人前後増加してきたが、五三年では前年に比べて五二八人の著しい増加となった。従って、前記度数率の減少は軽微な傷害件数の減少を示すに止まり、災害をその程度に応じて労働損失日数に換算し、一、〇〇〇労働時間当りの労働損失日数として示す強度率では、五一年以降、二・一七、二・一二、二・一二と殆んど変化がない。

産業別死亡者数

死亡者数の産業別分布を第152表によつてみると増加の最も激しいのは林業と建設事業である。建設事業における死亡者数一、六六二(約三一%増)は全死亡者数の四割強を占め、次いで製造工業、鉱業の順に多い。また林業での死亡者数五〇一(約四〇%)増は製造工業死亡者数の約半数に相当する。

林業および建設事業においては死亡者数のみならず傷害者数も第153表の通り増加している。

また、労働者一〇〇人以上を使用する事業所における一九五三年中の、労働者一、〇〇〇人について死亡者一人の割合(死亡度数率〇・四二以上に高度の死亡者を生じている業種を挙げると(カッコ内は年千人率)、林業(一・七)、建物建設業(一・七五)、木造家屋建築事業(一・〇)、鉄筋及鉄骨コンクリート造家屋建築事業(一・六)、ずい道建設事業(四・二)、水力発電所建設事業(三・七)、電気工事業(三・六)、産業用爆薬製造業(一・三)、植物油脂製造業(一・〇)、石灰製造業(一・六)、国鉄操作場(一・三)、貸切貨物自動車運送業(一・四)、水運荷役請負業(一・一)で、最も死亡危険性の高いずい道建設業をはじめ、水力発電所建設事業、電気工事業では、一〇〇〇人の労働者が一年間働くうち、その三人乃至四人は必ず死亡することを示す。

規模別死亡者数

一九五一年一月から五三年一二月末日迄の満三カ年間に発生した死亡事故一一、〇〇〇件(報告不備の分を除く)について産業別、規模別にみると(第154表)、産業別では建設事業の三六・一が最も多く、次いで製造工業、林業、運輸業、貨物取扱業の順になっている。また、全産業(鉱業を除く)の規模別にみると労働者数が一〇人以上五〇人未満の規模の事業場において三六・三%を占め、一〇人未満の小企業におけるものが一八・二%で、この二つを加えると全体の半数以上(五四・五%)を占める。さらに、労働安全衛生規則第一条第一号によって安全管理者の選任を要求されていない労働者一五〇人未満の事業所で発生した死亡事故は実に総数の七一%に達するのである。

死亡原因

全産業(鉱業を除く)の死亡原因別割合を一九五二年と五三年で対比すると次のことがわかる(第155表)。両年度を通じて死亡危険性の高いのは、一、落盤、崩壊、物体の飛来など重量物が上または横から転落して来て、被害者を押し潰す事故、二、自動車、貨車その他の輸送設備による事故、三、被害者自身の墜落による事故で、これらの事故による死亡者は五二年には全体の五六・七%を占め、五三年には五八・一%を示し一・四%の増加となっている。

次に多いのは、四、感電による事故、五、動力を用いない運搬器具による運輸作業中の事故、六、人力による物体の運搬または取扱中の事故、七、爆発又は器物の破裂による事故であつて、その割合は五二、五三年共に二三・七%を占めている。

なお、「労働災害統計結果表」による一九五三年中の月別災害率並に年間の労働不能程度別労働災害発生件数および率は第156・157表の通りである。

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
